

会 員 各 位

関東信越税理士会新潟県支部連合会

会 長 真 島 一 誠

新型コロナウイルス感染症の対応施策について その 2

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。また、日頃は県連会務運営にご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新潟県では緊急事態宣言が解除されたところではありますが、県内各支部でも支部例会中止となったところもあり、税務情報他の新型コロナ対応施策の会員への周知が行き届いていないことが懸念されます。本会や日税連のホームページに記載があるところでもありますが、前回に続き各種情報を整理しましたのでご案内いたします。

記

財務省、国税庁

国はこの新型コロナ感染禍を震災や風水害、大火などと同様に災害とみなして、

『新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律』を 4 月 3 0 日施行しています。

→ https://www.mof.go.jp/about_mof/bills/201diet/kz020427y.html

納税の猶予の特例（前回ご案内済）、欠損金の繰戻しによる還付の特例、消費税の課税事業者選択届出書等の提出に係る特例などが施行されています。

とくに「消費税の課税事業者選択届出書等の提出に係る特例」を

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/keizaitaisaku/shohi/pdf/syouthizeil-1.pdf> ご確認ください。

地方税の対応は総務省です。

総務省

「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方税における対応について」

→ https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000399.html

持続化給付金や融資他の施策について最も分かりやすい入口は以下です。

経済産業省

「新型コロナウイルス感染症関連」

→ <https://www.meti.go.jp/covid-19/>

なお、先週まで新潟 1 か所だった持続化給付金サポート会場が 13 か所に増設されます。開設日はこの HP でご確認ください。インターネット環境のない関与先には最適です。

→ <https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/shinsei-support.pdf>

最後に、5 月の繁忙期の中、不安な日々を送っておられることと思います。新型コロナ感染には十分お気を付けください。